



「一時所得」として 確定申告が必要なもの



一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

【計算式】

総収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額(最高50万円) = 一時所得の金額

一時所得の金額 × 1/2 = 課税の対象となる金額

一時所得として確定申告が必要なもの

(1) 満期・解約した保険金

一時所得として、所得税がかかります。

(2) 拾ったお金を警察に届けた後、落とし主から謝礼金をもらった場合

道端などで拾ったお金を警察に届けて落とし主が見つかった場合、落とし主から報奨金や拾ったお金の一部をもらうことができます。この報奨金等の受取りは一時所得として、所得税がかかります。

(3) テレビのクイズ番組で賞金をもらった場合

一時所得として所得税がかかります。

他にも、懸賞の賞金・賞品、福引の当選金・当選品、なども一時所得として所得税がかかります。

(4) 競馬や競輪の払戻金

一時所得として所得税がかかります。また、はずれ馬券を経費とすることは難しいです。ただし、自動購入ソフトを利用して、偶然の要素を排除して継続的に購入していた場合は、はずれ馬券も経費として認められた判例もあります(最高裁平成29年12月15日判決)

(5) 宝くじの当選金

所得税はかかりません。「TOTO」といったサッカーくじの当選金も同様に税金はかかりません。

(6) ふるさと納税の返礼品

一時所得として所得税がかかります。しかし、ふるさと納税については、寄付した金額は把握できますが、返礼品がいくらなのか？は正確には把握できません。

そこで、ふるさと納税の寄附に対する返礼品の価額は、寄附金額の3割で概算することができます。

なぜなら、自治体が返礼品を送付する場合は返礼割合を3割以下とすることが決められているためです。

(7) 法人から贈与された金品

贈与された金品の時価に対して、一時所得として所得税がかかります。

(8) パチンコ・パチスロで勝った場合

一時所得として所得税がかかります。「パチンコで勝っても税金はかからない」ということを聞いたことがあるかもしれませんが、これは利益が現金でもらえることから跡が残らず、みつきりにくいという意味です。みつかったときには税金が発生します。また、パチンコの負け分を経費とすることは難しいです。

【今月の経営格言】新商品は、「それが誰が買うか」を一番先に考えよ。
by 一倉定（経営コンサルタント）

顧客と思われるところに現物見本を持っていき、売れるかどうかを確かめてから、新設備なり新会社なりをたてるのであって、まだ売れるか売れないかも分かりもしないうちから、製造することを考えてはいけなないのである。
「一倉定の経営心得」より